

海上保安体制強化に関する方針について

平成 28 年 12 月 21 日
（海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定）

海上保安体制強化に関する方針について別紙のとおり定める。

海上保安体制強化に関する方針

1. 海上保安庁の任務と我が国周辺海域を取り巻く情勢

(1) 海上保安庁の任務

海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るという任務を果たすため、国内の関係機関のみならず、国外の海上保安機関等とも連携・協力体制の強化を図りつつ、領海警備、治安の確保、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を行っており、近年、その重要性は増している。(付紙参照)

(2) 我が国周辺海域を取り巻く情勢

(ア) 外国公船による尖閣諸島領海侵入等

尖閣諸島周辺海域では、平成 24 年 9 月以降、中国公船が我が国領海に侵入する事案が頻発するなど、緊迫した情勢にある。昨今では、中国公船の大型化・武装化・増強が確認され、特に、平成 27 年には、初めて武装中国公船が尖閣諸島周辺海域に出現し、領海内に侵入する事案が発生したが、それ以降も、武装中国公船が航行している状況にある。また、平成 28 年 8 月には、中国漁船に続いて多数の中国公船が領海侵入を繰り返すといった事象が発生し、尖閣諸島周辺の接続水域においては、過去最大の 15 隻の中国公船が同時に確認されるなど、中国側は我が国周辺海域における行動を増やしている。

なお、近隣各国においては、管轄海域に比べ、多くの海上法執行船を配備しているが、特に中国においては、平成 25 年に、海上法執行機関の統合再編に伴って、中国海警局が新設されるなど、その体制は急速に増強されている。

(イ) 外国漁船による尖閣諸島領海侵入等

尖閣諸島周辺海域では、外国漁船による活動も続いているが、特に、中国漁船の領海からの退去警告隻数は、平成 23 年には 8 隻であったが、平成 26 年には 208 隻に増加している。平成 28 年（11 月末時点）においても、既に 104 隻に及んでいる。

(ウ) 外国海洋調査船の活動の活発化

近年、我が国排他的経済水域内において中間線を越えた境界画定を主張している国がある中、我が国周辺海域において、外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動等が多数確認されている。こうした調査活動等は、平成 24 年には 5 隻であったが、平成 27 年には 28 隻に増加しており、その活動海域も東シナ海のみならず沖ノ鳥島・南鳥島周辺海域等の遠方離島海域に及ぶなど、広域化している。

(エ) その他の我が国周辺海域における重大な事案

小笠原諸島周辺海域等において、平成 26 年秋、200 隻を超える中国サンゴ漁船等が確認されたが、その後も、九州西方の我が国の排他的経済水域において、中国サンゴ漁船が検挙されるなど、予断を許さない状況である。また、三陸沖や日本海においても、外国漁船の操業が急増している。

加えて、沖ノ鳥島の周辺海域では、我が国の権益を脅かすような外国の漁船による違法操業とともに、当該漁船の保護を目的とした当局の船舶が沖ノ鳥島周辺海域に進出する事態も生じている。

さらに、北朝鮮は核実験や弾道ミサイル発射を繰り返しているが、弾道ミサイルが、日本漁船の操業や日本船舶の往来がある我が国の排他的経済水域を含む日本海に着水している。

2. 海上保安庁の体制

海上保安庁は、日本全国に十一の管区海上保安本部や海上保安部等を設置し、一元的な組織運用がなされている。

主要な装備については、昨今進めてきた尖閣領海警備専従体制や尖閣漁船対応体制の整備等により、平成 24 年度末と比較して、1000 トン以上の大型巡視船は 10 隻増、規制能力強化型巡視船は 3 隻増（今後、さらに 6 隻増予定）となるなど、平成 28 年度末時点においては、455 隻の船艇と 74 機の航空機を保有し、そのうち、遠洋海域進出が可能となる 1000 トン級以上の大型巡視船は、ヘリ搭載型を含めて 62 隻となる。

また、定員については、平成 28 年度末時点においては、13,522 人、平成 28 年度予算額は、1,877 億円となっている。

3. 海上保安体制強化に関する方針

上記 1. (2) に示すような尖閣諸島周辺海域をはじめ、我が国周辺海域を取り巻く情勢を念頭に、国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日国家安全保障会議及び閣議決定）等を踏まえつつ、下記に示すとおり、海上保安体制強化を図る。その際、喫緊の課題である尖閣領海警備体制の強化等については、緊急的に整備を進め、その他については、所要の検討を行った上で、段階的に必要な体制整備を進める。

(1) 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備

尖閣諸島周辺海域における領海侵入事案に対して、これまで尖閣領海警備専従体制の整備を進めてきたが、中国公船の大型化・武装化等を踏まえ、それに対応できる巡視船等の整備を進め、尖閣領海警備体制を更に強化する。その際、必要な基地整備にも併せて取り組む。

また、中国公船等が、大量に尖閣周辺海域に集結する場合には、上記の尖閣領海警備体制に加え、各管区で必要な業務を支障なく遂行し、大規模事案が同時に発生した

場合であっても対応できる体制を確保しつつ、全国からの緊急応援派遣で対応を行う。

上記の体制整備に当たっては、尖閣諸島周辺海域等の変化する情勢に機動的に対応できるよう、既存の巡視船等の配置・運用の見直しを含めて体制の強化を図る。

(2) 海洋監視体制の強化

全国の広大な海域において重点的に外国公船、外国漁船、外国海洋調査船やテロ等の脅威に対する監視体制を強化するため、航空機による監視体制に加え、監視拠点の整備等による監視能力の強化のほか、監視情報の集約・分析等に必要な情報通信体制の強化を図る。なお、広域海洋監視のあり方についても研究を進める。

その際、自衛隊との役割分担を踏まえた情報共有・連携強化等も進めながら、海域毎に優先順位をつけつつ、費用対効果も勘案した上で、段階的に必要な体制を強化する。

(3) 原発等テロ対処・重要事案対応体制の強化

現下の厳しいテロ情勢や北朝鮮による挑発的行動を踏まえ、原子力発電所等へのテロの脅威への対処や、離島・遠方海域における領海警備等の重要事案への対応について、想定される事態と必要な措置等を踏まえ、警察や自衛隊との情報共有・連携強化等を進めつつ、テロ対処等に万全を期すために必要な巡視船による対応体制の強化を段階的に進める。

(4) 海洋調査体制の強化

他国による大陸棚延長申請や中間線を越えた海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくためにも、外交当局等の国内関係機関との協力・連携を進めつつ、必要な海洋調査等を計画的に実施する必要がある。そのため、他国による海洋調査の動向や必要な調査対象海域の範囲等も踏まえ、必要な海洋調査体制を強化する。

(5) 基盤整備

上記の体制整備を着実に進めるため、海上保安業務対応能力の向上を図るために人材の育成と併せて、必要となる定員の増員、教育訓練施設の拡充等を進める。

また、上記の体制整備を行うにあたっては、既存の巡視船等の配置・運用の見直しのほか、計画的な長寿命化や海上保安庁の組織・業務の見直し、調達価格の見直し等を行うことと併せて、必要な体制の確保を図る。

(6) 留意事項

- 本方針の内容は、定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを見直していくこととし、我が国周辺海域を取り巻く情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における情勢を十分に勘案した上で検討を行い、必要な修正を行

う。

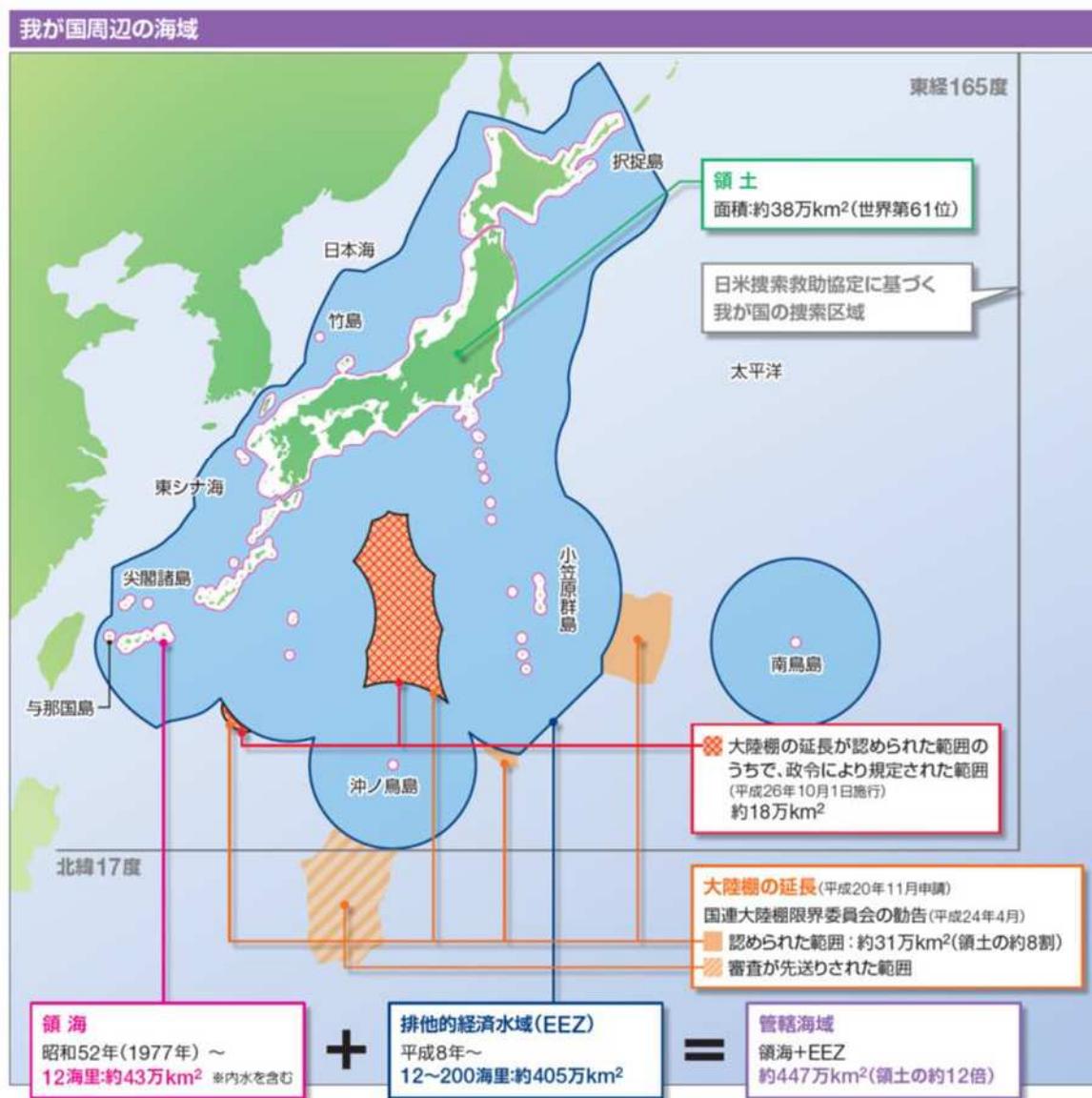
- 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、我が国の他の諸施策との連携を図りつつ、「経済・財政再生計画」（「骨太 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）等の財政健全化に向けた枠組みの下、効率化・合理化を徹底した整備に努めるほか、関係予算の重点化・効率化等により財源を確保する中で、必要な整備を進める。

付 紙

海上保安庁の任務の重要性

(ア) 領土・領海の堅守

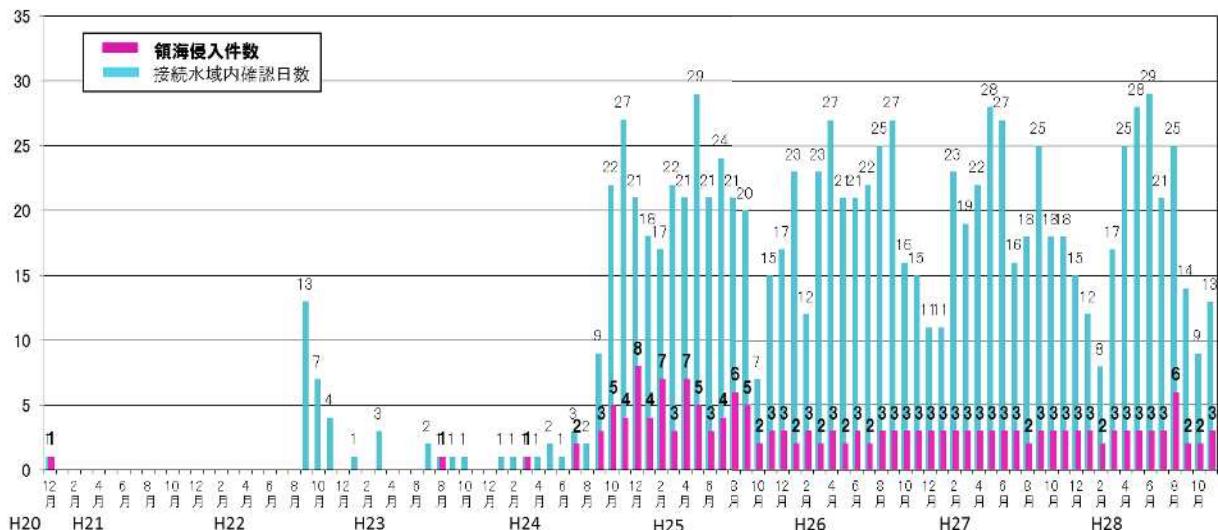
海上保安庁は、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入や、我が国EEZ等における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない海洋調査活動が活発化していることに対し、領土・領海を断固として守り抜くという方針の下、法執行機関として、国際法や国内法に基づき、冷静に、かつ毅然とした対処をしている。



【尖閣諸島周辺海域における主な情勢】

1895年(明治28年)	尖閣諸島を沖縄県に編入することを閣議決定
1968年(昭和43年)	国連アジア極東経済委員会により尖閣諸島周辺海域に石油資源が埋蔵されている可能性が指摘
1971年(昭和46年)	中国及び台湾が初めて公式に「領有権」を主張
1977年(昭和52年) 7月	我が国で「領海法※」が施行 ※現在の「領海及び接続水域に関する法律」
1978年(昭和53年) 4月	12日～18日、延べ357隻の中国漁船が尖閣諸島領海に侵入
1996年(平成8年) 7月	我が国について国連海洋法条約が発効(排他的經濟水域(EEZ)の設定)
1996年(平成8年) 9月	中国海洋調査船が尖閣諸島領海に侵入
1996年(平成8年) 10月	香港、台湾の活動家等が乗船した船舶49隻が尖閣諸島に接近 うち41隻が領海侵入 活動家4名が魚釣島に上陸
2004年(平成16年) 3月	中国の活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入 活動家7名が魚釣島に上陸
2008年(平成20年) 12月	中国公船「海監」2隻が尖閣諸島領海に侵入
2010年(平成22年) 9月	尖閣諸島領海内で中国漁船による公務執行妨害等被疑事件が発生 — 以後、中国公船が従来以上の頻度で尖閣諸島周辺海域に接近する事案が発生 —
2011年(平成23年) 8月	中国公船「漁政」2隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年(平成24年) 3月	中国公船「海監」1隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年(平成24年) 7月	中国公船「漁政」4隻が尖閣諸島領海に侵入
2012年(平成24年) 8月	香港の活動家等が乗船した船舶1隻が尖閣諸島領海に侵入 活動家7名が魚釣島に上陸
2012年(平成24年) 9月	海上保安庁による尖閣三島(魚釣島、北大島、南小島)の取得・保有 — 以後、中国公船が尖閣諸島周辺海域に接近する事案が頻繁に発生、領海に侵入する事案も増加 —
2013年(平成25年) 7月	中国海上法執行機関の再編統合 中国公船「海警」4隻が尖閣諸島領海に侵入
2015年(平成27年) 12月	外観上、明らかに機関砲を搭載した中国公船「海警」1隻が尖閣諸島領海に侵入
2016年(平成28年) 8月	尖閣海域に多数の中国公船・中国漁船が来襲

【中国公船による領海侵入等の状況】(平成 28 年 11 月末時点)

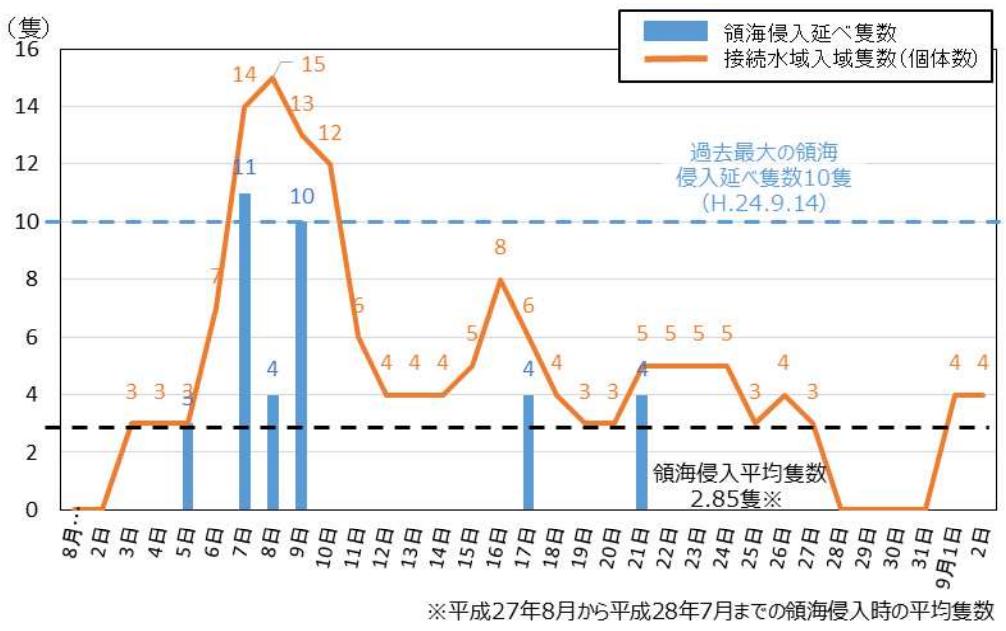


	領海侵入件数(日数)	延べ隻数
平成 24 年	23 件(23 日)	73 隻
平成 25 年	52 件(54 日)	180 隻
平成 26 年	32 件(32 日)	88 隻
平成 27 年	35 件(35 日)	95 隻
平成 28 年*	33 件(33 日)	111 隻
合計	175 件(177 日)	547 隻

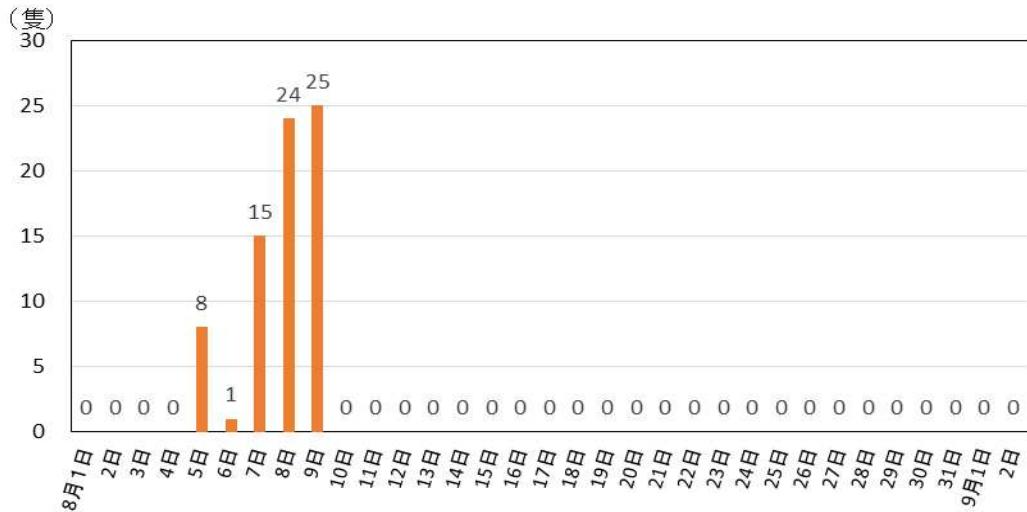
	接続水域内確認日数	延べ隻数
平成 24 年	91 日	428 隻
平成 25 年	232 日	819 隻
平成 26 年	243 日	729 隻
平成 27 年	240 日	709 隻
平成 28 年*	201 日	717 隻
合計	1007 日	3402 隻

*平成 28 年の数値は 11 月末時点のもの

【平成 28 年 8 月における中国公船の領海侵入等の状況】



【平成 28 年 8 月における中国漁船の退去警告延べ隻数】



【尖閣諸島周辺海域における外国漁船の警告退去隻数】（平成 28 年 11 月末時点）

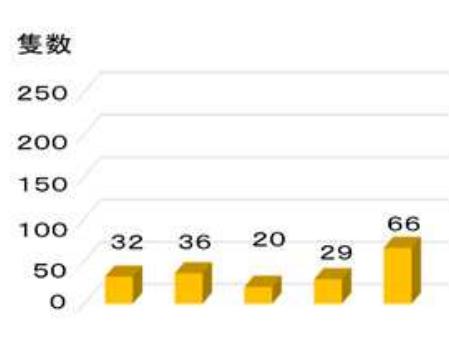
退去警告隻数（中国漁船）

◇ 平成28年は、既に昨年を上回っており、中国漁船の動静は引き続き予断を許さない状況



退去警告隻数（台湾漁船）

◇ 退去警告隻数に、大きな変化は認められず



【小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ漁船の状況】

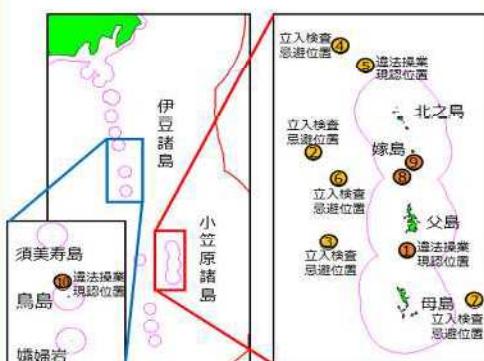
- 平成26年9月以降、小笠原諸島周辺海域等で中国サンゴ漁船とみられる漁船が多数確認
- 海上保安庁では、**巡視船や航空機を集中的に投入した特別な態勢による監視・取締りを実施**
- 水産庁や東京都とも連携の上、引き続き、法令に則り厳正に対処

【海上保安庁巡視船による中国人船長等の逮捕実績】(平成26年10月5日以降)

①10月5日 領海内	外国人漁業の規制に関する法律違反 (領海内違法操業)
②10月16日 排他的経済水域内	漁業法違反 (立入検査忌避)
③10月23日 排他的経済水域内	漁業法違反 (立入検査忌避)
④10月27日 排他的経済水域内	漁業法違反 (立入検査忌避)
⑤10月30日 排他的経済水域内	E Z漁業主権法違反 (無許可操業)
⑥11月13日 排他的経済水域内	漁業法違反 (立入検査忌避)
⑦11月18日 排他的経済水域内	漁業法違反 (立入検査忌避)
⑧11月21日 領海内：夜間	外国人漁業の規制に関する法律違反 (領海内違法操業)
⑨11月23日 領海内：夜間	外国人漁業の規制に関する法律違反 (領海内違法操業)
⑩12月21日 領海内：夜間	外国人漁業の規制に関する法律違反 (領海内違法操業)

(参考) 平成26年4月13日 排他的経済水域内で無許可操業していた中国サンゴ漁船の船長を逮捕

○現場海域図



○対応状況



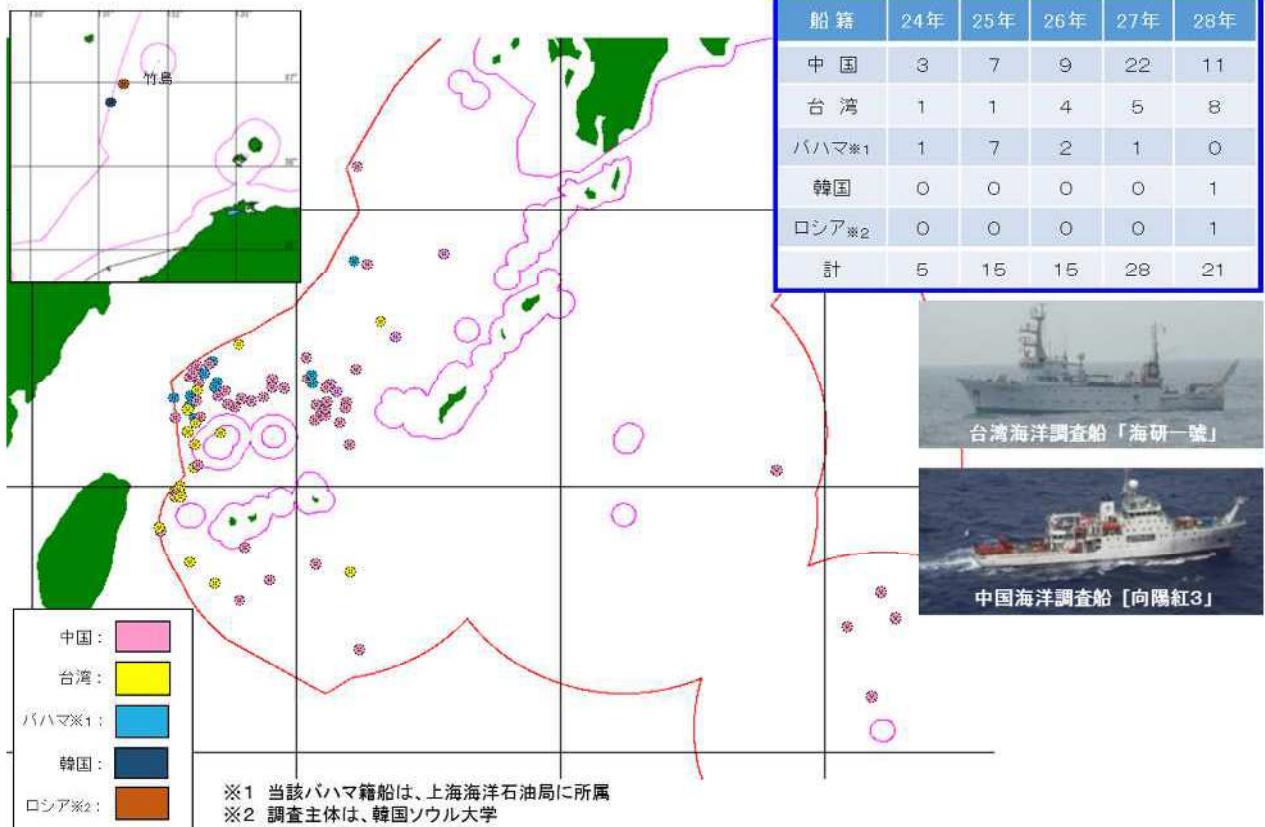
○当庁による中国サンゴ漁船視認状況

<平成26年>	
4月13日	4隻
7月30日	2隻
9月15日	17隻
10月30日	212隻 ※島大根部
11月27日	0隻
11月29日	3隻
1月22日	2隻

※平成26年10月30日以降は
小笠原諸島から伊豆諸島にかけて
の統計数

【海上保安庁が確認した外国海洋調査船による我が国の同意を得ない海洋調査活動等の状況】

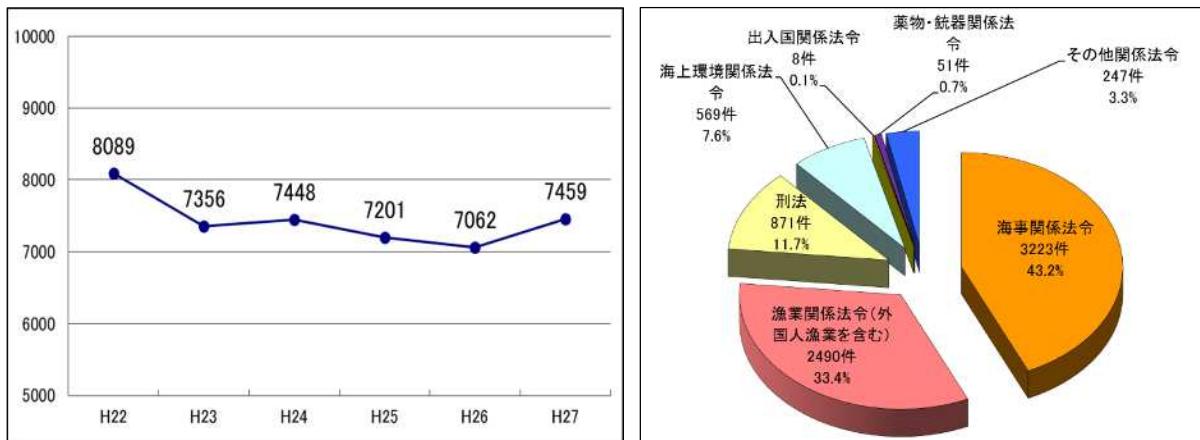
(平成24年～平成28年11月末)



(イ) 治安の確保

海上保安庁は、海上におけるテロや密輸・密航等の我が国の治安や安全を脅かす様々な犯罪行為の未然防止や取締り、夜陰に乘じ我が国領海・領土に接近しようとする不審船の発見・追跡・対処等に努め、安全で安心な日本の海の実現を目指している。

【海上犯罪送致件数の推移及び海上犯罪送致件数（平成 27 年）】



【違法操業外国漁船への対応状況】



九州沖



日本海



沖縄周辺海域

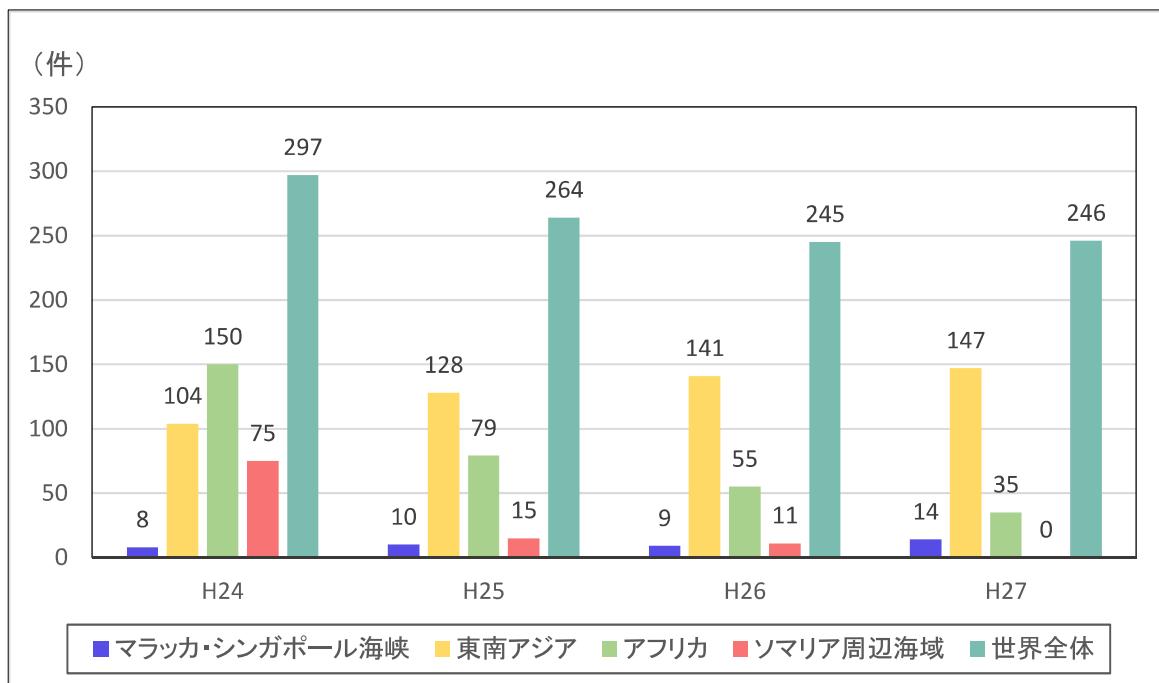
【薬物事犯の摘発状況】

区分	年別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
	摘発件数(注)	7	10	7	7	7	10
押 収 量	覚醒剤	10.8kg	2.99kg	10.98kg	195.71kg	83.29kg	1069.54kg
	大 麻	0.2g	4.6g	5.7g	3.2g	0.7g	1.0g
	麻 薬	0	3.5kg	116.37kg	0	86.39g	646.39g 66錠
	あへん	0	0	0	0	0	7.95g
	指定薬物	0	29.02kg	0	0	0.52g	0

(注) 摘発件数は、当庁が単独又は他機関と合同で摘発した事件の数である。

※ 平成28年の数値は、11月末時点の速報値である。

【海賊及び海上武装強盗事案発生件数の推移】



(ウ) 海難救助

海上保安庁は、海の危険性や自己救命策確保の必要性について周知・啓発活動を行い、海難の未然防止に努めるとともに、海難が発生した場合には、強い使命感の下、迅速な救助活動を行い、尊い人命を救っている。このため海上保安庁では、巡視船艇・航空機を配備するとともに、救助・救急体制の充実のため、潜水士、機動救難士、特殊救難隊といった海難救助のプロフェッショナルを全国各地に配置している。



全国の救助・救急体制

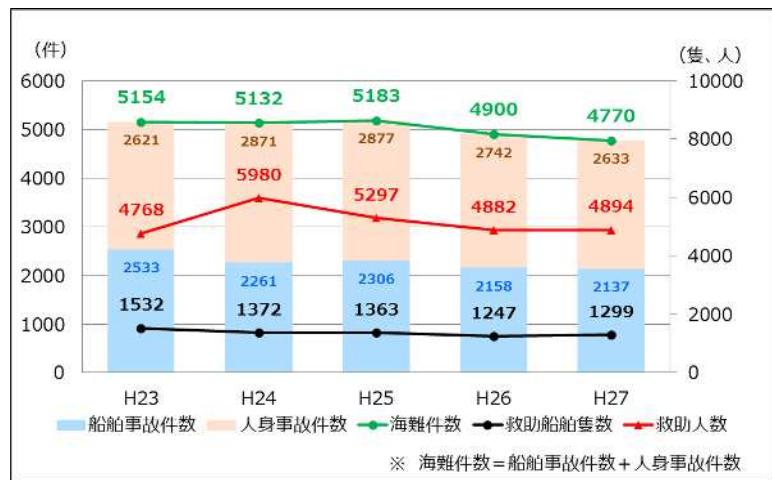


転覆船を捜索する潜水士



要救助者を搬送する機動救難士

【海難件数等の推移】



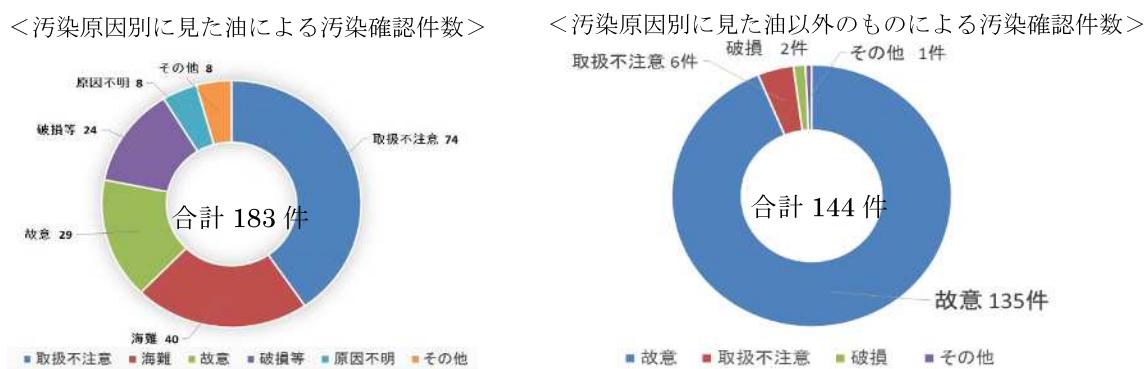
(エ) 海洋環境の保全と海洋汚染行為取り締まり

海上保安庁は、海を美しく保つため、海洋汚染の状況調査、海上環境法令違反の取締り、海洋環境保全に関する指導・啓発等の取組みを行っている。

【海洋汚染発生確認件数の推移】



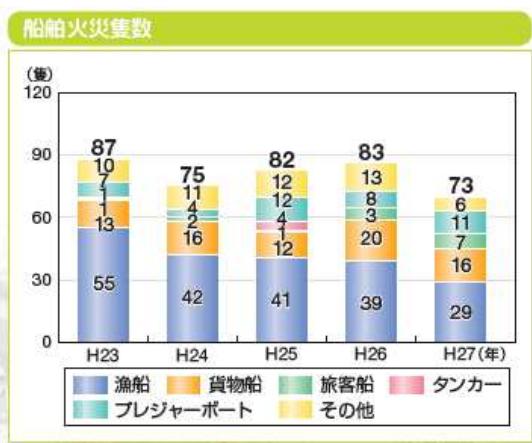
【汚染原因別に見た汚染確認件数（平成 27 年）】



(オ) 災害対策

海上での災害には、船舶の火災、衝突、乗揚げ、沈没等の海難に伴う油や有害液体物質の排出といった事故災害と、地震、津波、台風、火山噴火等により被害が発生する自然災害があり、海上保安庁は、このような災害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるように、資機材の整備や訓練等を通じて万全の準備を整えているほか、事故災害の未然防止のための取組みや自然災害に関する情報の整備・提供等も実施している。

また、海上における災害対応に留まらず、平成27年9月に発生した、「関東・東北豪雨災害」や平成28年4月に発生した、「熊本地震」等の陸上災害においても、機動力を活かし、被害状況調査、人命救助、支援活動を実施している。



巡視艇による消火活動



関東・東北豪雨災害における孤立住民救助



熊本地震における負傷者等の緊急搬送

(カ) 海洋調査等

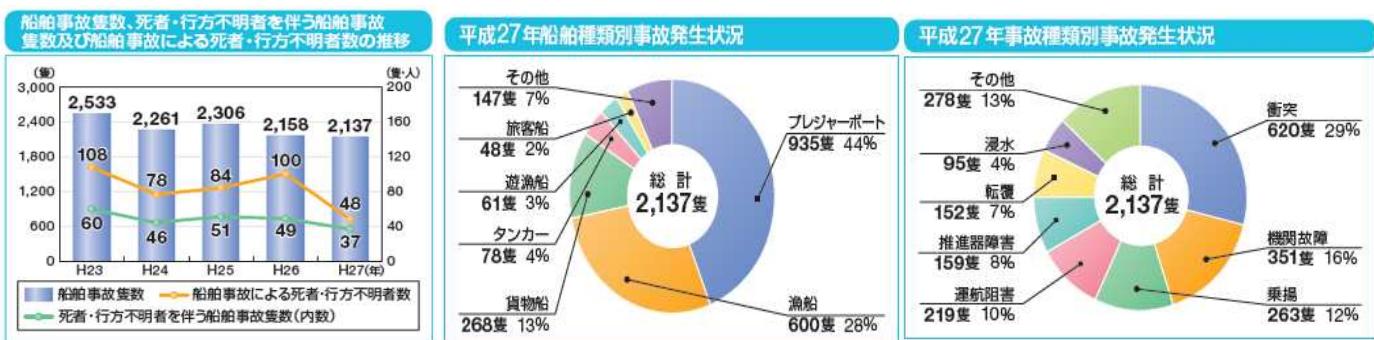
海上保安庁は、海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために海洋調査を実施しており、その成果は、資源小国である我が国にとって、将来の資源供給源として期待される海洋の開発・利用の基礎資料ともなっている。このような海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、それぞれの目的に合わせ、ユーザーの利用しやすい形での情報提供に努めている。



海洋調査で使用される
自律型潜水調査機器（AUV）

(キ) 海上交通安全確保

海上保安庁は、交通の輻輳する海域において、的確な情報提供や管制に努めるとともに、灯台をはじめとする各種航路標識を整備・管理し、また、種々の手段を用いて、航海の安全に必要な情報を迅速、確実に提供することにより、船舶事故の未然防止に努めている。



ふくそう海域における安全対策

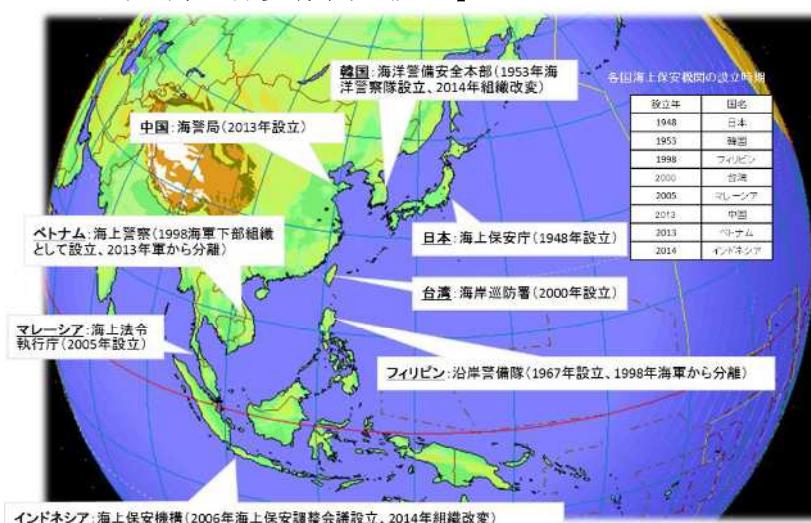


(ク) 外国法執行機関との国際協力

近年、ベトナムを始めアジア各国では海上保安機関が相次いで設立され、領海警備等法執行業務等を行っている。海上保安庁は、これらの海上保安機関に対し、技術支援を行っており、世界79か国3地域から研修員を受け入れ、あるいは職員を派遣して多年にわたる能力向上支援を行うとともに、アジア各国海上保安機関の初級幹部を日本へ招へいし、世界初となる海上保安分野の修士課程を開講した。また、最近では、アジア各国フィリピンへの巡視船供与やマレーシアへの中古巡視船供与の方針を決定するなど、能力向上支援を促進している。

また、アジア海上保安機関長官級会合の枠組みを通じて、アジア地域の海上保安業務に関する、国家安全保障戦略に即した連携強化を図っている。

【アジアにおける主要な海上保安機関の設立】



【アジアにおける海上保安機関能力向上支援の取組み】

○ 複数国対象の研修(数週間～1年間)

複数国の海上保安機関の職員に対し、課題毎に各種研修を実施。

- ① アジア海上保安初級幹部研修(AJOC)
- ② ASEAN地域海上保安幹部職員研修
- ③ アジア・ソマリア周辺海域海上犯罪取締研修
- ④ 海上保安実務者のための救難・防災研修
- ⑤ 水路測量に関する研修
- ⑥ 海上安全管理コース※日・シンガポールが協力して開催

○ 特定国対象の研修(～数週間)

フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチ、スリランカ等、特定の国毎に海上保安機関の職員を日本に招へいし、各国のニーズに即した各種研修を実施。

○ 技術協力プロジェクト(2～3ヵ年)(比、馬、尼)

海上安全、海上法執行に関する実務能力向上のためJICA技術協力プロジェクトを実施中。海保職員を長期派遣(現在3名)。また、海保職員を短期間(数週間)派遣しての研修も実施。

○ 巡視船・航空機の派遣(2000年～)

2000年以降、海賊対策の一環で、東南アジアを中心とする海域沿岸国(10ヵ国:下図)へ海上保安庁巡視船・航空機を派遣し、各國と関係情報の交換、海賊対処に関する研修や洋上での共同訓練等を実施。

○ 海上保安政策課程開講(2015年～)

アジア各国海上保安機関の初級幹部を日本へ招へいし、世界初となる海上保安分野の修士課程を開講。

巡視船等の派遣実績

※平成28年3月現在



【各国からの研修員の招聘／職員派遣】

約79ヵ国3地域から延べ約1700名／24ヵ国へ約600名

【海上保安庁巡視船・航空機の派遣】(海賊対策)

アジア10ヵ国へ延べ51隻、30機

海上保安体制強化に関する方針

上海保安厅 JCG

海上保安庁では、海上の安全及び治安の確保のため、領海警備、治安の確保、海難救助、海洋環境の保全、自然災害への対応、海洋調査、海洋情報の収集・管理・提供、船舶交通の安全確保等の業務を行っており、近年、その重要性は増している。



海上保安庁が直面している情勢

- 我が國が國周辺海域を取り巻く情勢>
外國公船及び外國漁船による尖閣諸島領海侵入等
外國海洋調査船の活動の活発化
その他のが国周辺海域における重大な事案
・小笠原諸島周辺、沖ノ鳥島周辺等における外國漁船による違法操業
・北朝鮮による核軍備や弾道ミサイルの発射



我が国周辺海域における重要な事案

-

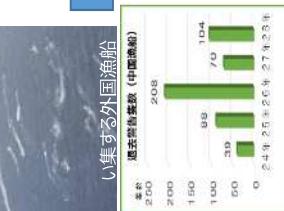


毎上保安庁の任務の重要性



針方に関する保安体制強化に海上

尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の発生に対応できる体制の整備

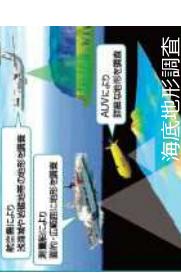


1000

3 原発等子口対処:重要事項対応体制の強化



・他国による大陸棚延長申請等
　　にに対し、我が国としても必要な



備整盤基

海洋調査体制の強化



備整盤基

音でも対応できる体制



能力の強化

- ・テロ対処等に万全を期すため
に必要な巡視船による対応体制の強化

